

【裏面】 -活動内容等証明書（新発田市入湯税課税免除用）

■入湯税の課税免除の範囲

新発田市入湯税条例

第3条 次の各号に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯
- (4) 新潟県立紫雲寺記念公園屋内運動施設において入湯する者
- (5) その他市長が特に認める者

※上記第3号の課税免除を受けようとする場合は、所定の証明書（本証明書）の提出が必要です。

■課税免除となる学校教育活動の範囲

学校教育法第1条に規定する学校が、学校教育の一環として行った教育活動全般とし、かつ、本証明書により学校長（学長）が証明したものを課税免除の対象とします。具体的な判断基準は、以下のとおりです。

学校の種類 (学校教育法第1条に規定する、以下の学校に限る)	活動の区分	課税免除対象となる 主な活動内容
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（※1）	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	社会科見学、集団宿泊活動・自然体験活動、職場体験活動、修学旅行（遠足）など、校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等への参加、練習試合、合宿
大学（※2）	正課	ゼミ合宿等、講義、実験、実習、演習及び実技による授業
	学校行事(大学が主催する教育活動の一環としての各種行事)	入学式、入学オリエンテーション、卒業式、謝恩会
	課外活動(大学の規則にのっとりた所定の手続きにより大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動)	部・サークルの大会参加、練習試合（対外試合）、屋外活動、合宿

※1 小学校～高等専門学校にあっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものが対象です。

※2 大学にあっては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものが対象です。